

(仮称) 福井 大野・池田ウインドファーム事業 環境影響評価方法書 に対する福井県知事意見

本事業に係る環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの意見については、次のとおりです。

(仮称) 福井 大野・池田ウインドファーム事業に係る事業実施区域およびその周辺は、国内希少野生動物種のイヌワシの利用報告がある重要な地域である。

本県のイヌワシの生息については、およそ 25 年前には 10 つがいを確認されていたが、近年では 5 つがいのみである。また、繁殖成功率も餌場環境の変化に伴い十数パーセントとなっており、絶滅の危機に瀕している。

一方、採食行動中とみられるイヌワシと風力発電機とのバードストライクが発生した事例もある。

このため、猛禽類保護の進め方(改訂版)(平成 24 年 12 月 環境省)で示すところの営巣中心域および採食地については、最優先で保全すべき区域であり、当該区域の改変による営巣地の消失や採食に好適な場所の減少による繁殖活動への悪影響、風力発電機の設置によるバードストライクの発生により、種の存続に支障を来すことがないようにしなければならない。

こうしたことから、事業計画の具体化に当たっては、本事業実施区域およびその周辺において確認されたイヌワシについて、猛禽類保護の進め方(改訂版)に基づき、営巣中心域、営巣期高利用域および採食地等の行動圏の内部構造を明らかにすることはもとより、巣外育雛期における幼鳥の行動についても把握することが必要である。

更に、本事業実施区域およびその周辺は、配慮書の知事意見でも述べたとおり改変に脆弱かつ重要な生態系を有することから、個々の要素のみならず全体をまとまりとして考え、保全することが重要な地域でもある。

これらを踏まえ、方法書に記載されている事項に加え、以下の事項に十分配慮し、環境影響評価を適切に行うことが重要であり、その評価結果から重大な環境影響が回避または十分に低減できないと考えられる場合には、風力発電設備配置等の再検討、事業実施区域の見直しおよび風力発電機の大幅な基数削減を含む事業計画の見直しが必要である。

1. 環境影響評価の項目について

工事の実施による影響要因として、切土工事により発生した残土を対象事業実施区域内に埋め立てや撒きだしを行う場合には、その影響について検討し、必要に応じて埋立地や撒きだし地の存在を影響要因として抽出し、環境影響評価を実施すること。また、工事中の建設機械の稼働等に伴う動物への影響についても対象項目とするよう検討すること。

2. 環境影響評価の調査、予測および評価の手法について

(1) 水の濁りの調査、予測に当たっては、事業実施区域周辺の河川水が、漁業利用や農業用水として利用されていることから、地形・地質や利水等への影響および具体的な事業計画を踏まえ調査等の地点や予測条件を選定するとともに、降雨時の水質を適切に把握するため、調査頻度や測定回数を増やすこと。

(2) 動物（鳥類およびコウモリ）に係る調査方法の詳細、調査の途中経過および結果ならびに影響の評価に当たっては、鳥類等の生態や現地の状況に精通した専門家その他の環境影響に関する知見を有する者（以下「専門家等」という。）の意見を聴取し、その意見を反映すること。

希少猛禽類および渡り鳥に係る調査、予測および評価について、次の事項に特に留意すること。

①希少猛禽類

予備的に生息状況の調査を実施するとともに、調査期間中に繁殖が確認されなかった場合は、専門家等の意見を聴取し、必要に応じて調査期間を延長すること。

予測および評価に当たっては、行動圏および生活史を含む生態を把握した上で、行うこと。

[イヌワシ]

調査に当たっては、事業実施区域およびその周辺におけるイヌワシの生息状況に関する既存の知見の収集に努め、得られた知見や専門家等の意見、現地の状況を踏まえ、必要に応じて調査計画を見直すこと。

また、調査員の能力が調査精度を大きく左右するため、熟達調査員を複数名配置する調査体制とすること。

予測および評価に当たっては、少なくとも繁殖に成功した1シーズンを含む2営巣期の調査結果を用いて行動圏の内部構造を明らかにすること。なお、保全措置の検討に当たっては、回避を原則とすること。

②渡り鳥

調査に当たっては、事業計画および専門家等の意見を踏まえ、発電機設置想定範囲の全域が把握できるよう、定点調査の地点を増やすとともに、猛禽類、小鳥類の各種の渡りのピークとなる時期を十分に含む期間にレーダー調査を実施し、風車の羽の回転範囲内外を通過する鳥類の実態を把握すること。

また、降雨や風向・風速等の気象条件によって、渡りルートが変わることから、それら複数の条件を含むように調査日を設定すること。

定点観察調査については、調査員の能力が調査精度を大きく左右するため、調査地点の半数以上の地点で、熟達調査員を2名配置する調査体制とすること。

- (3) 動物、植物および生態系について、調査の詳細については、専門家等の意見を聴取し、その意見を反映するとともに、準備書に調査の実施日時、調査方法、確認された全種のリストを記載し、環境省および福井県のレッドリストに記載された種および自然植生について影響評価を行い、回避または低減の方法を具体的に示すこと。

また、哺乳類の調査については、積雪期も含めて行うこと。

源流域の沢や止水域を生息環境とする希少な水生生物について、最新の知見を踏まえ、調査を行い、土砂の流出等による影響について、予測および評価を行うこと。

- (4) 植物の調査については、尾根以外の斜面にも調査地点を配置するとともに、早春に開花する種に配慮し、調査の時期を設定すること。また、調査方法の詳細について、専門家等の意見を聴取し、その意見を反映すること。さらに、シカの生息密度調査を実施し、重要な植生や希少植物が生育する場所では、シカが増える可能性のある森林伐採を最大限回避すること。

また、自然環境を改変する場所については、外来植物の侵入状況の把握およびその対策の方法について、準備書に記載すること。

- (5) 景観について、眺望の確認を行う際は、眺望点の利用状況を踏まえるとともに、季節、時間を変えたフォトモンタージュ法を行うこと。その際、風力発電機に加え、施工による森林伐採や取付道路の設置についても考慮し、撮影ポイントを広角的にとらえた写真による評価を行うこと。

その評価に当たっては、「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」（平成25年3月 環境省）を参照すること。

- (6) 人と自然との触れ合いの活動の場の調査に当たっては、関係機関や地域住民および利用者から広く情報を収集すること。

3. 環境影響評価準備書の作成について

- (1) 本事業における風力発電機の位置、出力、基数等および工事内容等の事業計画を明らかにした上で、調査、予測、評価結果を記載すること。
また、対象事業実施区域の絞り込み、風力発電設備および取付道路等の付帯設備の規模・位置または配置・構造など事業計画の検討経緯についても、具体的に記載すること。
- (2) 調査および予測の地点および時期等については、その選定の妥当性が確認できるよう、予測の前提条件を明記するなど、より具体的に選定理由を記載すること。
- (3) 現地調査結果の記載に当たっては、調査の手法とその結果が関連できるように整理すること。
なお、希少野生動植物種の生息または生育状況の記載に当たっては、営巣地を明らかにしないなど、保護の観点に十分配慮すること。
- (4) 環境保全措置の検討に当たっては、環境への影響の回避または低減を優先して検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。
また、環境保全措置についての複数案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討等を通じて、講じようとする環境保全措置の妥当性を検証し、これらの検討の経過を明らかにできるよう整理すること。
- (5) 準備書は専門的な内容が多く、また、膨大な図書になる可能性があることから、作成に当たっては、図表や平易な用語を用いることなどにより、できる限りわかりやすい内容となるよう配慮すること。
- (6) 住民等が準備書について十分に理解し意見が述べられるよう、その周知等に努めること。
- (7) 環境影響評価法に基づく縦覧期間終了後においても、図書の公開に努めること。